

令和 7 年 1 1 月

議 案 の 概 要

香 川 県 政 策 部 予 算 課

令和 7 年 1 1 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

第 1 号 令和 7 年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表 1 のとおり
- 繰越明許費 別表 2 のとおり
- 債務負担行為 別表 3 のとおり
- 地方債の補正

	既 定		補 正 後	補 正 額
限 度 額	27,659,000 千円	→	33,472,000 千円	5,813,000 千円

第 2 号 令和 7 年度香川県特別会計補正予算議案

- 債務負担行為 別表 3 のとおり

第3号 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

- 関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正内容)

- ・ 建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用している条項を改める。
- ・ 政党助成法の一部改正に伴い、政党の支部が県選挙管理委員会に提出した文書の写しの交付に係る手数料を新たに設定する。

種別	区分	単位	金額
政党助成法第32条第5項の都道府県提出文書の写しの交付手数料	用紙への複写による場合	用紙1枚（両面に複写する場合は、片面を用紙1枚とみなす。）	10円
	その他の方法による場合	実費を基準として選挙管理委員会が定める額	

- 施行期日 公布の日、令和8年1月1日

第4号 香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、委員の任命対象に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加するもの。

- 施行期日 令和8年4月1日

第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正により、令に基づき外国人生活保護関係情報の提供を受けることが就学支援金の支給に関する事務等において可能となったことに伴い、令と重複する事務を削除するもの。
- 施行期日 公布の日

第6号 工事請負契約の締結について

- 件 名 旧香川県立体育館解体工事
- 工 事 場 所 高松市福岡町
- 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 請 負 金 額 847,000,000円
- 工事請負人 株式会社合田工務店

第7号 香川県県民ホールの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県県民ホール条例第5条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県県民ホール	穴吹エンタープライズ (株)	高松市古新町9番地1	令和8年4月1日から 令和15年3月31日まで

第8号 香川国際交流会館の指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川国際交流会館条例第4条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川国際交流会館	(公財) 香川県国際交流 協会	高松市番町一丁目 11 番 63 号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第9号 香川県公湊森林公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県森林公園条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県公測森林公園	(公財)かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰 1210 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 0 号 ドングリランドの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県森林公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
ドングリランド	特定非営利活動法人どんぐりネットワーク	高松市元山町 861 番地 12	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 1 号 香川県満濃池森林公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県森林公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県満濃池森林公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 2 号 県民いこいの森野営場の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県野営場条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
県民いこいの森野営場	特定非営利活動法人しおのえ	高松市塩江町上西乙 1118 番地 8	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 3 号 大川山野営場の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県野営場条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
大川山野営場	(一財)ことなみ振興公社	仲多度郡まんのう町川東 2355 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 4 号 香川県社会福祉総合センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県社会福祉総合センター条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県社会福祉総合センター	(公財)かがわ健康福祉機構	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第15号 香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県視覚障害者福祉センター	(公財)香川県視覚障害者福祉協会	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第16号 香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例第3条第2項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県聴覚障害者福祉センター	(公社)香川県聴覚障害者協会	高松市太田上町405番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第 1 7 号 香川県青年センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県青年センター条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県青年センター	(一社)香川県青年団体育 成支援協議会	高松市国分寺町国分 1009 番地	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 8 号 さぬきこどもの国の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及びさぬきこどもの国条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
さぬきこどもの国	(公財)香川県児童・青少 年健全育成事業団	高松市番町四丁目 1 番 10 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 1 9 号 香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項、香川県新規産業創出支援センター条例第 4 条第 2 項及び香川県科学技術研究センター条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県新規産業創出支援センター、香川県科学技術研究センター	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町 2217 番地 15	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 0 号 香川県サンポート高松交流拠点施設等の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項、香川県サンポート高松交流拠点施設条例第 4 条第 2 項及び香川県港湾管理条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
国際会議場、展示場、観光情報センター、駐車場、多目的広場、産業振興センター、玉藻地区ハーバープロムナード第 1 駐車場、港湾緑地第 2 駐車場、港湾緑地第 3 駐車場、キャッスルプロムナード駐車場	シンボルタワー開発 (株)	高松市サンポート 2 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 1 号 香川県オリーブ公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県オリーブ公園条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県オリーブ公園	(一財)小豆島オリーブ公園	小豆郡小豆島町西村甲 1941 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 2 号 香川用水記念公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川用水記念公園条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川用水記念公園	(公財)かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰 1210 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 3 号 香西西地区港湾緑地の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県港湾管理条例第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香西西地区港湾緑地	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 4 号 香東川公園の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県都市公園条例第 1 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香東川公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無 741 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 5 号 香川県営住宅等（直島団地を除く）の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県営住宅条例第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地を除く）	あなぶき公営住宅コンソーシアム	高松市紺屋町 3 番地 6	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 6 号 香川県営住宅等（直島団地）の指定管理者の指定について

- 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び香川県営住宅条例第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定するもの。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地）	直島町	香川郡直島町 1122 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

第 2 7 号 当せん金付証票の発売について

- 令和 8 年度において香川県が発売する全国自治宝くじ及び西日本宝くじの発売限度額を定めるもの。
- 発売限度額 8 3 億円

別表 1

令和 7 年 度 1 1 月 補 正 予 算 総 括 表

一般会計（第 1 号議案）

（単位：千円）

区分 部局	現計予算額	補正予算額	左 の 財 源 内 訳										補 正 後 予 算 額
			分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源	
政 策	81,628,516	2,913,203						20,203			2,893,000		84,541,719
総 務	86,480,349	94,385						60,385			34,000		86,574,734
危機管理総局	2,179,633	24,308						20,308			4,000		2,203,941
環 境 森 林	4,785,074	95,181						79,181			16,000		4,880,255
健 康 福 祉	92,295,665	262,063						86,522		541	175,000		92,557,728
商 工 労 働	45,893,923	102,949						50,949			52,000		45,996,872
交 流 推 進	6,608,078	57,039	2,953					42,086			12,000		6,665,117
農 政 水 産	22,061,475	268,956				2,000		201,956			65,000		22,330,431
土 木	41,013,598	4,600,000	60,903					2,372,343		5,754	2,161,000		45,613,598
警 察 本 部	27,332,803	62,097						23,097			39,000		27,394,900
教 育 委 員 会	93,821,001	405,040						43,040			362,000		94,226,041
議会、出納局、 各 種 委 員 会	1,737,638												1,737,638
合 計	505,837,753	8,885,221	63,856			2,000		3,000,070		6,295	5,813,000		514,722,974

補 正 予 算 主 要 事 業 の 概 要

(一般会計)

★印は、新規事業

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
I 防災・減災、地域活性化対策		6,085,221	
1 県民の生命・財産を守る安全・安心対策事業		329,965	
1	県立学校体育館等空調設備整備等推進事業	278,584	災害時には避難所として重要な役割を担う県立学校体育館等の空調設備について、工事費の高騰等に対応するため既定予算を増額するとともに、次年度整備に早期着手するもの。 ・整備箇所：三本松高校体育館、坂出工業高校武道場、★飯山高校体育館
2	本庁舎北館等再編整備事業	51,381	本庁舎北館等の再編整備について、基本計画を踏まえ、災害対応の拠点施設として建築構造の詳細検討を行うとともに、新たに地質調査等を実施するもの。
2 県単独公共等事業		4,800,000	
1	森林・竹林整備緊急対策事業	28,480	国庫補助事業の対象とならない搬出間伐や放置竹林等の整備を行う森林所有者等に対し補助するもの。

2	林道施設整備事業	7,870	国庫補助事業の対象とならない箇所整備を行うもの。 ・琴南財田4-2号線
3	治山施設機能強化事業	13,650	治山施設の防災機能強化のため、点検・診断を行うもの。 ・小豆島町
4	団体営土地改良事業	120,000	国庫補助事業での実施が困難な小規模土地改良事業に対して、県費補助を行い、農業生産基盤の整備を促進するもの。
5	漁港単独県費補助事業	30,000	漁港施設の整備を行う漁港管理者（市町）に対し補助するもの。 ・護岸改良等 高松市外2市
6	道路維持修繕事業	2,482,000	道路施設の老朽化対策などの維持修繕工事を行うもの。 ・丸亀詫間豊浜線外322箇所
7	道路局部改修事業	150,000	道路の拡幅や線形改良などの工事を行うもの。 ・善通寺大野原線（浦側工区）外5箇所

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
8	交通安全施設事業	35,000	歩行空間のバリアフリー化などの工事を行うもの。 ・高松善通寺線（鬼無工区）外1箇所
9	河川改修事業	202,000	河川護岸などの整備工事を行うもの。 ・高瀬川外11箇所
10	海岸改修事業	36,000	海岸保全施設などの整備工事を行うもの。 ・内浜海岸外4海岸
11	河川海岸維持修繕事業	838,200	河床整理や河川管理施設などの維持修繕工事を行うもの。 ・香東川外84箇所
12	ダム保全事業	81,800	ダム管理施設の維持修繕工事などを行うもの。 ・門入ダム外8ダム
13	砂防整備事業	41,000	堰堤工など砂防施設等の整備工事に向けた設計等を行うもの。 ・見立西山川外4箇所
14	砂防維持修繕事業	200,000	除石など砂防施設等の維持修繕工事を行うもの。 ・兼弘川外28箇所

15	港湾維持修繕事業	366,000	港湾施設などの機能維持を図るための維持修繕工事を行うもの。 ・高松港朝日地区外16箇所
16	港湾改良事業	110,000	外郭施設など港湾施設の改良工事を行うもの。 ・高松港生島地区外9箇所
17	公園事業	58,000	公園の防草対策工事などを行うもの。 ・さぬき空港公園、香東川公園
3 県有施設改修等事業		955,256	
○文化・交流施設関係		160,179	
1	文化施設設備整備事業	66,713	老朽化した設備の改修等を行うもの。 ・非常用自家発電設備燃料配管の改修及び入退室管理システムの更新（県立ミュージアム） ・受水槽揚水ポンプ制御盤の改修（瀬戸内海歴史民俗資料館）
2	香川国際交流会館設備整備事業	24,602	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・非常用自家発電設備の更新

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
3	産業交流センター設備整備事業	17,369	老朽化した設備の改修を行うもの。 ・トイレ設備の改修（大展示場） ・防火シャッターの改修
4	図書館・文書館設備整備事業	51,495	老朽化した設備の更新等を行うもの。 ・エレベーター設備及び電話交換設備の更新 ・吸収式冷温水機の改修
〇子育て・福祉施設関係		218,998	
5	さぬきこどもの国設備整備事業	52,024	老朽化した設備の改修を行うもの。 ・防火シャッターの改修
6	社会福祉総合センター施設整備事業	60,196	老朽化した施設の改修を行うもの。 ・施設外壁の改修
7	青年センター施設整備事業	45,264	老朽化した施設の改修を行うもの。 ・体育館屋根の防水改修
8	斯道学園設備整備事業	1,199	敷地内に交通安全対策設備を設置するもの。 ・路面標示及び警告装置等の設置

9	障害者支援施設設備整備事業	60,315	老朽化した設備・機器の更新を行うもの。 ・中央監視装置・空調設備・医療機器の更新（リハビリテーションセンター） ・受変電設備の更新（たまも園）
○試験研究施設関係		149,244	
10	環境保健研究センター設備整備事業	30,633	老朽化した設備・機器の更新を行うもの。 ・水質検査機器・大気汚染物質測定機器・医薬品検査機器及び局所排気設備の更新
11	産業技術センター設備整備事業	16,672	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・局所排気設備及び電話交換設備の更新
12	新規産業創出支援センター機器整備事業	29,148	老朽化した機器の更新を行うもの。 ・電波暗室用電磁波増幅装置等の更新
13	計量検定所機器整備事業	3,284	老朽化した機器の更新を行うもの。 ・質量比較器の更新
14	農畜水産試験研究施設設備整備事業	69,507	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・園内道における車両用防護柵の設置（農業試験場府中果樹研究所） ・農業用ハウス側窓自動開閉装置等の更新（園芸総合センター綾上原種農場） ・堆肥散布機及びホイールローダーの更新（畜産試験場） ・海水ろ過装置等の更新（水産試験場）

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
○公園関係		153,494	
15	森林公園・自然公園等施設設備整備事業	20,443	老朽化した施設・設備の撤去等を行うもの。 ・ナラ枯れ被害木の伐倒（公湊森林公園、ドングリランド、満濃池森林公園） ・使用していないトイレ棟及び野外卓等の撤去（寒霞溪園地、皇踏山園地等） ・危険木及び倒木の撤去（屋島園地、大滝大川県立自然公園）
16	県立公園施設設備整備等事業	57,039	老朽化した施設・設備の改修等を行うもの。 ・ナラ枯れ被害木の伐倒（栗林公園） ・危険木の伐採（琴弾公園） ・園路の改修（桃陵公園） ・園内案内板の改修（亀鶴公園） ・記念館ブリッジシアター映写機の更新（瀬戸大橋記念公園） ・トイレ棟建替工事の実施設計、危険木の伐採（坂出緩衝緑地）
17	スポーツ施設設備整備事業	76,012	老朽化した施設・設備の改修を行うもの。 ・県営野球場の観客席屋根支柱・ベンチ床マット・消火ポンプ配管の改修及び県営第2野球場のベンチ床マットの改修（総合運動公園） ・南広場の舗装改修（丸亀競技場）
○教育施設関係		134,632	
18	保健医療大学設備整備事業	13,409	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・受変電設備及び屋外用高圧交流負荷開閉器の更新

19	高等技術学校施設設備整備事業	36,476	老朽化した施設の改修を行うとともに、訓練生等の安全確保のための設備整備を行うもの。 ・地域職業訓練センター多目的実習場の屋上防水改修及び同センター本館空調設備の更新（高松校） ・空調設備の設置（丸亀校）
20	農業大学校設備整備事業	44,325	老朽化した設備の改修を行うもの。 ・買田ほ場トイレの改修
21	消防学校設備整備事業	6,352	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・非常用自家発電設備の更新
22	防災センター設備整備事業	17,956	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・災害体験用映像機器等の更新
23	県立学校等施設設備整備事業	5,317	老朽化した設備の改修を行うとともに、生徒数の増加に対応するため施設を改修するもの。 ・電話交換設備の更新（教育センター） ・教室における可動壁の設置（西部支援学校）
24	五色台少年自然センター設備整備事業	10,797	老朽化した設備の更新を行うもの。 ・非常用放送設備の更新

項 目 ・ 事 業 名		補正予算額	説 明
○警察関係		62, 097	
25	警察施設設備整備事業	62, 097	老朽化した施設・設備の更新等を行うもの。 ・ 空調設備の更新（高松北警察署等） ・ 車庫消火設備の改修（丸亀警察署） ・ 交番屋上の防水改修（土庄交番）
○その他		76, 612	
26	県有施設等改修事業	76, 612	老朽化した施設・設備の改修等を行うもの。 ・ 空調設備等の改修（小豆総合事務所） ・ エレベーター設備の更新（木太職員住宅） ・ 電話交換設備の更新（中讃保健福祉事務所） ・ X線撮影装置の更新（西讃保健福祉事務所） ・ 地下貯蔵タンクの改修（三豊合同庁舎） ・ 洗濯乾燥設備の更新（食肉衛生検査所） ・ 成犬用管理指導設備の改修（動物管理指導所） ・ 非常用照明器具の更新（西讃農業改良普及センター） ・ 焼却設備の更新（東部家畜保健衛生所）

4 地域総合整備資金貸付事業		2,800,000	
1	★地域総合整備資金貸付事業	2,800,000	本県の地域振興を図るため、地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付制度を活用して、サンポート高松地区及び直島に宿泊施設を建設する民間事業者に無利子の貸付けを行うもの。 ・貸付団体：合同会社四国まちづくり&おもてなしプランニング ・貸付対象事業：「マンダリン オリエンタル 瀬戸内」整備事業

別表 2

繰越明許費

(一般会計) 追加 1, 512, 604千円 (11件) 変更 7, 155, 449千円 (16件) 総額 10, 642, 883千円 (43件)

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
追加	森林・竹林整備緊急対策事業	28,480		28,480
追加	林道施設整備事業	7,870		7,870
追加	治山施設機能強化事業	13,650		13,650
追加	団体営土地改良事業	120,000		120,000
追加	漁港単独県費補助事業	30,000		30,000
追加	離島道路災害防除事業	23,020		23,020
変更	離島道路環境改善事業	564,360	52,350	62,690
変更	道路維持修繕事業	6,773,248	54,641	2,150,768
変更	道路メンテナンス事業	1,712,800	502,550	638,550
変更	道路局部改修事業	2,014,000	282,966	447,946
変更	交通安全施設事業	435,000	79,117	126,448
変更	道路改築事業	1,333,899	170,670	255,270
変更	道路環境改善事業	2,143,240	359,130	573,330
変更	道路整備交付金事業	2,395,427	872,200	905,600

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	繰越明許費	
			補正前	補正後
変更	河川改修事業	1,403,535	115,808	330,439
追加	海岸改修事業	119,000		46,000
追加	河川海岸維持修繕事業	2,174,372		797,000
追加	ダム保全事業	336,800		115,000
変更	砂防整備事業	239,200	48,000	124,700
変更	砂防維持修繕事業	376,200	5,000	184,000
変更	広域河川改修事業	1,022,666	229,790	364,290
変更	砂防事業	848,162	265,600	355,900
変更	港湾維持修繕事業	745,297	20,618	350,018
変更	港湾改良事業	334,315	10,000	109,000
追加	公園事業	103,000		53,000
変更	街路整備交付金事業	852,839	78,500	176,500
追加	県立学校体育館等空調設備整備等推進事業	396,484		278,584
	計	26,546,864	3,146,940	8,668,053

別表 3

債 務 負 担 行 為

一般会計（第 1 号議案）

（単位：千円）

区 分	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
追 加	川部みどり園給食業務委託事業			令和 8 年度から 令和10年度まで	105,060
追 加	五色台少年自然センター給食業務委託事業			令和 8 年度	55,396
追 加	高校生向けタブレット購入等支援事業 （県立高等学校）			令和 8 年度	210,254
追 加	高校生向けタブレット購入等支援事業 （私立高等学校）			令和 8 年度	54,362
追 加	高校生向けタブレット購入等支援事業 （県立特別支援学校）			令和 8 年度	9,720
追 加	県民ホール管理事業			令和 8 年度から 令和14年度まで	指定管理基本料の限度額2,043,250千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	香川国際交流会館管理事業			令和 8 年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額245,215千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

区 分	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
追 加	ドングリランド施設管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額92,296千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	公渕森林公園管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額344,300千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	満濃池森林公園管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額170,500千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	県民いこいの森野営場管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額37,500千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	大川山野営場管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額12,325千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	香川県社会福祉総合センター管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額896,248千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	視覚障害者福祉センター管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	196,882
追 加	聴覚障害者福祉センター管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	194,387

追 加	青年センター管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額132,446千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	さぬきこどもの国管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額2,038,600千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	新規産業創出支援センター・科学技術研究センター管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額476,541千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	サンポート高松交流拠点施設等管理事業 (産業振興センター)			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額2,425千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	サンポート高松交流拠点施設等管理事業 (国際会議場等)			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額1,311,715千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	オリーブ公園管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額68,755千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	香川用水記念公園管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額319,000千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	サンポート高松交流拠点施設等管理事業 (高松港第１駐車場等)			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額90,450千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	香西地区港湾緑地管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額148,000千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額

区 分	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
追 加	香東川公園管理事業			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額108,001千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	県営住宅等管理事業 (直島団地を除く)			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額3,073,031千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	県営住宅等管理事業 (直島団地)			令和８年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額35,364千円と賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に算出するスライド額の合計額
追 加	道路災害防除事業 (県道粉所西中徳線)			令和８年度	15,000
追 加	道路環境改善事業 (県道三木綾川線)			令和８年度	50,000
追 加	道路整備交付金事業 (県道志度山川線、県道塩江屋島西線、 国道４３８号、県道大屋富築港宇多津 線)			令和８年度	350,000
追 加	河川海岸維持修繕事業 (与田川、香東川、二反地川、富川、殿 川、池田大川)			令和８年度	90,000
追 加	広域河川改修事業 (春日川、本津川、綾川)			令和８年度	170,000

追 加	統合流域防災河川事業 (一の谷川)			令和 8 年度	70,000
追 加	砂防事業 (大山川、尾郷上川)			令和 8 年度	110,000
追 加	離島統合港湾施設改良事業 (内海港)			令和 8 年度	20,000
追 加	離島津波等対策港湾海岸事業 (土庄港)			令和 8 年度	120,000
追 加	重要港湾改修事業 (高松港)			令和 8 年度	818,000
追 加	港湾メンテナンス事業 (丸亀港)			令和 8 年度	51,000

特別会計（第2号議案）

（単位：千円）

区 分	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
追 加	多目的広場地下駐車場管理事業			令和8年度から 令和12年度まで	指定管理基本料の限度額392,145千円と賃金及び物 価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動 があった場合に算出するスライド額の合計額